

羽幌町生活支援相談センターからのお知らせです!

生活支援相談センターってどんな所ですか?

羽幌町生活支援相談センターは、住み慣れた羽幌町で自分らしく安心して暮らし続けていくため、生活の不安や困っている事等を相談できる機関です!

こんな心配ごとはありませんか?

認知症が進み金銭の管理や財産管理が出来なくなっている



知的障がいや精神障がいがある子供の将来の財産管理について不安がある

一人暮らしで訪問販売で高額な商品を購入しているがいつ買ったか覚えていない

今は健康で問題がないが、将来判断能力が衰えた時、一人暮らしのため不安

※成年後見の事を詳しく知りたい

等 . . .

※成年後見制度とは?

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分な方々は、財産や金銭管理等法的手続きを行うことが困難であり、この方の財産や権利を保護し、生活を支援することを目的とした制度が「成年後見制度」です。成年後見制度には「法定後見」と「任意後見」の2種類があります。

法定後見制度

すでに判断能力が低下している場合に利用するもので、本人の判断能力の程度に応じて、後見・保佐・補助の3つの類型に区分されます。

任意後見制度

将来判断能力が衰えたときに備えて、信頼のおける人に将来の財産管理や身の回りのことについてその人に何を支援してもらうか、自分で決めておくことができる制度です。

羽幌町生活支援相談センターの主な事業を紹介します!!

相談・申立業務

羽幌町生活支援相談センターの職員が相談の概要をお伺いし成年後見制度などの利用を必要とする人やその家族、支援者や関係機関からの相談をお受けします。内容によっては専門の窓口や関係機関を紹介します。後見制度が必要な場合は、申し立ての支援を行います。

日常生活自立支援事業の実施

判断能力が低下した方で、契約内容が理解できる方に対し、福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理、書類等預かりサービスを行います。

～ 上記の内容以外でも何かお困りの事がございましたら気軽にご相談下さい ～



社会福祉法人 羽幌町社会福祉協議会 羽幌町生活支援相談センター
〒078-4107 北海道苫前郡羽幌町南7条3丁目1番地
連絡先：69-2311
担当：上田・橋本・十川